

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、三豊市から令和6年11月12日土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）白坂池地区）の換地処分をした旨届出があった。

令和6年11月22日

香川県知事 池 田 豊 人